

藤岡市農業委員会
令和2年第4回
定例会議事録

令和2年4月3日招集

令和2年藤岡市農業委員会第4回定例会議事録

令和2年4月3日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和2年藤岡市農業委員会第4回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第22号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第27号 農用地利用配分計画（案）について
議案第28号 令和2年度農作業受委託料金標準額について
報告第 7号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 8号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 折茂 高弘 | 2 番 堀米 幸子 | 3 番 関根 隆雄 | 4 番 福田 俊太郎 |
| 6 番 浦部 隆 | 7 番 生方 康正 | 8 番 平井 正子 | 9 番 中村 勉 |
| 10 番 岩下 次夫 | 11 番 秋山 幸夫 | 12 番 浅見 健司 | 13 番 黒澤 義雄 |
| 14 番 高田 孝雄 | | | |

[欠席農業委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 1 番 新井 浩一 | 2 番 堀口 修 | 3 番 堀越 隆 | 4 番 小暮 久男 |
|-----------|----------|----------|-----------|

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

（開 会 13時30分）

- 事務局次長 ただ今より令和2年第4回定例会を進行させていただきます。
それでは開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。
（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和2年第4回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。3番関根委員、4番福田委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第22号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 議案第22号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第22号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第22号整理番号1番については申請のとおり決定します。

続きまして、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時38分 休憩)

(14時10分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号

1 番は、中栗須のUさんが、農業経営の安定を図るため、下戸塚の農地 1 筆、1,912 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号 2 番は、下戸塚のNさんが、農業経営の安定を図るため、岡之郷の農地 1 筆、349 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 23 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

議長 関根委員どうぞ。

関根委員 売買価格を教えてください。

議長 事務局より説明願います。

事務局 こちらの金額です。

議長 他に何かありますか。
(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 23 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 23 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 23 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 23 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 24 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 24 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、白石の A さんが、白石の農地を農家住宅敷地拡張用地として転用するもので、面積は 316 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 24 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 24 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 24 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。

整理番号 2 番は、上大塚の K さんが、中大塚の農地を通路用地として転用するもので、面積は 32 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 24 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 24 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 24 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。

整理番号 1 番は、岡之郷の O さんが、下戸塚の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 258 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の法人が、鮎川の農地を賃貸で借り受け、休憩所（コンビニエンスストア）用地として転用するもので、面積は 2,920 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、市内の法人が、浄法寺の農地を売買で取得し、建売住宅用地として転用するもので、面積は 317 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 25 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 25 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは、整理番号 4 番から 8 番の 5 件です。

整理番号 4 番は、市外の M さんが、立石の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 433 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、中島の T さんが、中島の農地を売買で取得し、専用住宅用地の敷地増として転用するもので、面積は 191 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市外の S さんが、森新田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,103 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、市外の O さんが、森新田の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 332 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 8 番は、藤岡の K さんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 496 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 25 号整理番号 4 番から 8 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第25号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第25号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第25号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第25号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第25号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第25号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第25号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第25号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第25号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 25 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 26 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 27 号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 27 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 毎回のことになりましたが、この法人はこんなに借りて大丈夫なのでしょう
うか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 前回も同じような質問をいただきましたが、出来るという前提で申請があ
がってきていますので、しっかり指導させていただきます。

議長 他に意見はありますか。
(意見なし)

議長 他に意見もないようですので、議案第 27 号農用地利用配分計画(案)に
ついて、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので異議なしと認め、議案第 27 号農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 28 号令和 2 年度農作業受委託料金標準額について上程します。事務局より説明願います。

事務局 議案書の 12 ページをご覧ください。令和 2 年度の農作業受委託料金標準額ですが、農家間等での農作業の受委託をスムーズに行うために、目安となる標準額を毎年設定しているものでございます。

この標準額の設定にあたりましては、3 月 13 日に設定協議会を開催しまして、ご覧のとおり案を作成しましたので農業委員会の決定をいただくものでございます。設定協議会には、浦部会長、秋山職務代理、浅見班長の他、JA の営農経済部長と農業指導センター長にも出席をいただいております。

項目ごとの説明は省略させていただきますが、昨年度と比べて約半数の項目で据え置き、その他で 1,000 円程度の増額となっております。近隣市の高崎市・安中市・富岡市の標準額も参考にし、同程度の金額とする方向で検討を行いました。

また、今年度から注意書きの最後に、この金額には消費税を含んでいること、回送料は含んでいないことを付け加えました。

決定後は、市の広報と農業委員会ホームページに掲載をさせていただきます。以上で説明とさせていただきます。

議長 ただ今、議案第 28 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 28 号令和 2 年度農作業受委託料金標準額について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 28 号令和 2 年度農作業受委託料金標準額については原案のとおり決定します。続きまして、報告第 7 号・8 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、報告第7号・8号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和2年第4回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 14時36分)